

令和5年度第4回青梅市地域共生社会推進会議

議 事 要 旨

1 開催日時

令和5年12月1日（金） 14:00～16:00

2 開催場所

議会棟3階大会議室

3 出席者（委員11名）

（委員）

大橋会長、山下副会長、杉田委員、宮口委員、本橋委員、鳥居塚委員、平原委員、栗原委員、江成委員、林委員、小山委員

（欠席）

なし

（事務局）

増田健康福祉部長、野村企画政策課長、田島市民安全課長、梶防災課長、小井戸市民活動推進課長、茂木地域福祉課長、佐々木生活福祉課長、杉山介護保険課長、大越高齢者支援課長、斎藤障がい者福祉課長、小林健康課長、濱野子育て応援課長、中村子ども家庭センター所長、山田学務課長、遠藤社会福祉協議会地域係長、小林介護保険課介護保険管理係長、飛沢介護保険課認定係長、滝沢高齢者支援課いきいき高齢者係長、内藤高齢者支援課包括支援係長、加藤高齢者支援課主査、水村障がい者福祉課認定サービス係長、田村地域福祉課指導検査係長、内山地域福祉課福祉政策担当主査
（株）ジャパン総合研究所（オンライン参加）

4 次第

1 市長あいさつ

2 報告事項

- （1）第3回推進会議議事要旨について
- （2）パブリックコメントの実施について

3 協議事項

- （1）地域福祉総合計画素案について

4 その他

- （1）第5回青梅市地域共生社会推進会議の日程について
 - ア 日時 令和6年2月21日（水）午後2時から
 - イ 場所 市役所3階議会棟大会議室

5 議題(要旨)

2 報告事項

(1) 第3回推進会議議事要旨について・・・資料①

(2) パブリックコメントの実施について・・・資料②

3 協議事項

(1) 地域福祉総合計画素案について・・・資料③

会長	<p>今回の青梅市地域福祉総合計画は、第5期青梅市地域福祉計画、青梅市重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市再発防止推進計画、青梅市成年後見制度利用促進基本計画、第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画を包含したものになる。重層的支援体制整備事業実地計画を入れながら、子ども分野が抜けているため整合性は弱い、事務局が整理した前提でやらざるを得ない。</p> <p>厚生労働省は、地域福祉計画は随時必要に応じて見直しをしてほしいと言っているので、3年を待たずに、子ども支援計画がまとまった段階で見直しをすることが、会長としては必要ではないかと思う。事務局にその意向を尊重していただきたい。</p> <p>その上で目次を見ていただくと、第1編 総論、第2編 地域福祉計画、第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画となっている。既に資料に目を通していただいていると思うので、事務局からの説明は省いて、1編ずつ、御意見を頂きたい。</p>
委員	<p>2ページに「平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、地域福祉コーディネーターの配置」とある。今回、地域福祉コーディネーターが展開されたということだが、何が問題で何ができなかったかが分からない。</p> <p>また、アウトリーチなどの難しい言葉が多く使用されているが、市民に対しては、理解しやすい平易な言葉を使った文章にして、伝える努力をしてはいかかがか。</p>
会長	<p>今までは市民センターという身近な場所に配置されていなかったため、市民から見えなかったが、地域福祉コーディネーターという全世代対応型の個別支援と地域づくりを統合的に行う機能を持った職員を11センターに配置することが、今計画の最大のポイントだ。</p> <p>最終的には語句の説明を入れて補完できると思う。市民に分かりやすい言葉を投げかけることは大事なことだが、事務局はどうか。</p>
事務局	<p>アウトリーチなどの難しい用語は、外来語も含めて、巻末の資料編の用語集に平易な言葉に置き換えた解説を検討している。概要版も作成する予定なので、平易な言葉で併記する形にしていきたい。地域福祉コーディネーターについては、162ページの資料編において、「包括的な支援体制の整備・強化」の2つ目の事業に「身近な福祉総合相談窓口の設置」と掲げている。新規事業として、重層的支援体制整備の中で、福祉総合相談窓口を来年度から11か所設ける計画としており、こちらを成果指標として設ける。</p>
会長	<p>アウトリーチも今回の計画のポイントとなっている。今まで行政は、市民が窓口に来たら相談に乗るという方法だったが、こちらから出かける、御用聞きをする、発見をしていくことになるので、やり方が相当変わると思う。行政と社会福祉協議会が出張って行けば、民生委員、自治会、保護司を含めて、地域で対応して支えることができる。</p>
副会長	<p>今の委員の質問は、地域福祉コーディネーターは今までもいたが、その実績を聞きたいと</p>

	<p>いうことだと思う。</p>
会長	<p>地域福祉コーディネーターが、1人で12万9,000人の市民を相手に頑張れと言われても絵に描いた餅のような話だ。今度はきちんと準備をしようということだと思う。</p>
事務局	<p>2ページに記載のとおり、平成31年に社会福祉協議会に委託して地域福祉コーディネーターを配置し、令和3年度から重層的支援体制整備の移行準備に向けて3年間進めてきた。相談支援は行っていたが、実際にアウトリーチや地域づくりが進められなかった。今回この会議体で御意見をいただき、福祉総合相談窓口を各センターに設置していく方針を示していただいた。来年度からの計画の中で、実績も考慮し進めていければと考えている。</p>
社会福祉協議会	<p>3年前より地域福祉コーディネーターを担当させていただいている。地域福祉コーディネーターとして現場に行くことはできなかったが、生活支援コーディネーターが行う高齢者の第2層協議会には全て参加し、地域の方との繋がりを作る努力はさせていただいた。今年度は、地域づくりの一番小さいところの、小さな地域サロンを作る活動に協力させていただいている。現時点で4カ所、新しく設けることができた。</p>
会長	<p>先ほど市長が公約で市民センターを充実したいと言われた。そこに1人ずつ地域福祉コーディネーターを配置する。市長にも了解を得ていると思うので、今度はかなり見えてくると思う。市民センターで自治会や民生委員の活動がタイアップできて、市民センターごとに社会福祉施設などの専門職の人との繋がりを作ることができることになると思う。</p>
委員	<p>10ページにあるように、市民センターに地域福祉コーディネーター・福祉相談窓口を設けることは、来年度の新しい取組として素晴らしいと思う。</p> <p>前回、大橋会長から高知の事例を伺い、福祉に対する理解を肌で感じることも必要だと思った。市民センターがこれから福祉に貢献するので、市民に皆さんに使ってほしいし、様々な形で市民を生かしていくというところまで変えていただきたい。</p>
会長	<p>地域づくりの拠点、たまり場、住民の居場所の機能を持てるようにするには、市民センターの運営のあり方を根本的に考えなければいけない。これは福祉サイドだけではできないが、福祉の分野でいけば、そこに地域福祉コーディネーターを配属することで、地域の住民の皆さんとは繋がりが深く濃くなり、民生委員とも一緒にできると思う。</p>
委員	<p>第2層に対して、市の財政的なバックアップがほとんどゼロだ。今後コーディネーターを1人配置し、第2層の方が応援する形を取るということだが、それを本当に生かしていくためには、お金が必要だ。市民センターを借りるのにも、自治会の会館を借りるのにも必要。ガス代、電気代も含めると、お金を出すことについても考えていただきたい。</p>
会長	<p>三鷹市は、地区コミュニティ協議会に多くの金を出して、使い方を自分たちで考えさせた。例えば、総務省も農林水産省も、地域づくり協議会に多額の金を出し、その使い勝手は自分で考えている所と、200～300万円でお茶を濁している所とばらばらである。市民センターをこれからどのように豊かにしていくかは、青梅市の大きな課題ではないかと思う。</p> <p>効率という名の下に1カ所に集めたが、地域づくりや人の出会いは、効率だけではない。地域のたまり場になるような拠点が大事で、そこに子どもも年寄りも障がいのある人も集まることができれば、これに越したことはない。市民センターの運営委員会を作り、直接選挙で選んでもいいと思う。全国には、公民館などを住民が直接選挙で選び、その代わりお金も出す、行政もお金を出す所がある。行政のお金だけでは駄目で、自分たちもお金を出すことをこの機会に青梅市で行えれば、自治会がそれほど負担なくできるのではないか。</p>
委員	<p>市民センター運営委員会は、自治会長が会長となり、様々な団体の人を集めて、年に2回行っているが、行事の反省が主で、福祉とは全く関係ないことを行っている。</p>

会長	市民センターの運営委員会があるのであれば、実務者レベルの会合を持つなどの工夫が必要だと思う。
委員	センターごとに作品展などを行うが、各サークルの代表が集まって展示の調整をすることが中心である。
会長	総務省のまちづくり協議会の健康福祉部会、経済部会、文化運動部会のようなものを作ればいい。各団体の長の集まりではなく実務者で、できれば実際にやれる若い人に参加してもらおうと地域が活性化する。かつては羽村や昭島などの公民館が行っていたが、いつの間にか公民館が貸し館としてお金を取るようになった。その在りようを変えて、福祉の問題も盛り込むのが、今回の地域福祉計画である。福祉の分野はそのコーディネートということで、社会福祉協議会の職員として地域福祉コーディネーターを位置付けるという趣旨である。
委員	今の市民センターの体制ではいろいろな意味で無理だ。市で人員配置や予算的なものも含めて考えてもらわなければならないと思う。
委員	社会福祉協議会の年次計画において、非常に関連性が高いテーマだ。各市民センターに新たな機能を設けることになると、社会福祉協議会との関係も出てくるので、市民センターの機能を見直してリストアップし、市民の皆さんに知らせることができればいい。全体としてどのような機能を持つことになるのかを市民の皆さんに知ってもらうことが第一に必要な。
会長	福祉サイドからは、市民センターがその地域の住民の駆け込み寺になってくれるとありがたい。そこで全部解決できなくても、まず受け止めてくれる安心感が持てるので、民生委員たちも一緒にできるという気持ちになると思う。
委員	コーディネーターを各市民センターに置くことについて、当面は1人のコーディネーターなので、福祉、高齢者、障がい者、子どもたちの分野にはそれぞれの専門性があるため、1人で全部分かるのは難しいが、ネットワークにつないで様々な人と話ができる。そういう仕組みやセンターの機能を再検討して、構築していく必要がある。
会長	自分で背負い込まずに、様々な所につなげてくれ、窓口としては責任を持って住民と相対してほしいということだと思う。
委員	市民センターは市の行事の準備などが中心だが、地域の自治会もメインの会場なので、各自治会でイベント等を行うときに、必ずしも前向きでない所が多く、できない状況が多い。それを变えて、地域の単なる展覧会ではなく、学校の児童生徒の作品を出したり、地域の人の作品を出したり、農産物の販売や様々な支援者団体を呼んでお祭りのものにした。それが今年で5～6回続いている、何千人もの参加があったそうだ。
会長	市行政の出先機関ではなく、地域づくりの拠点だという意識に変えなくてはいけない。岩手県の遠野市は、様々な団体が集まっている市民センターのセンター長となり、コーディネートができなければ課長にしないということだった。ある分野で秀でていても、地域を大事にしなければ成り立たないということだ。そうしなければ自治会は弱くなり、高齢化の問題はますます深刻になるので、もう一度地域づくりに取り組むしかない。 自治会連合会の会長がもっと強く関係部局に意見具申してもいいし、民生委員児童委員協議会の会長も民生委員法第24条にもとづき、強く意見具申してもいいと思う。11センターごとに住民の拠り所を作ることを、皆で共通理解しない限り、地域共生社会は絵空事だ。
委員	この会議で「地域」という言葉が出るが、地域の概念とは何なのかと疑問に思う。
会長	第1層は青梅市全体で考えなければいけない。第2層は、高齢者分野の介護保険の地域包括支援センターなので、そこが1つの圏域になる可能性はある。例えば93ページに、圏域

	<p>別に介護サービス提供事業所数があるが、介護保険では圏域ごとにサービスの整備量を出すことになっているので、圏域を3つにするのであれば、その辺は整理しなければいけない。第1層が青梅市全体で、介護保険でいうと3つの圏域、その下に11支会があり、その下に小学校区がある状況なので、この11ページの図がいいかというところもひとつある。</p> <p>例えば医療は、広域的に青梅市を越える部分も出てくる。長野県茅野市の場合は広域を考えて、5万7,000人の市で83地域とっているので、本当に身近な所となる。圏域で地域という場合は、どの層の圏域のことを言っているかを確認しなければいけない。</p>
委員	12ページに「地域特性」をまとめているが、これで全部を言い表しているのかだろうか。
会長	社会福祉協議会の地域福祉活動計画では、地区活動計画の論議をしているか。
委員	具体的には論議はしていないが、地域を単位とした活動が必要だという話は出ている。
会長	<p>今回は市全体で、圏域で分けて層別に分けるが、いずれは地区ごとにどういう計画やサービスの整備が必要なのかを細かく取り組んでいかなければいけない。介護保険は、1層、2層、3層に分けるが、障がい者などの分野は、11ページの図に障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策協議会とあり圏域はない。社会福祉協議会も圏域を考えざるを得ない。</p> <p>大事なことは、圏域をきちんと層別化して分けて、層別化された層の地域においてどういう問題があるのかを丁寧に把握していくことだ。</p>
事務局	<p>市民センターについては、市長の公約で多世代の交流の場に進めていきたいという意見もあるため、本日頂いた御意見は伝えたい。また、すでに市民センターの一部に子育てひろばを設置して、子育て世代が集える場を整備している。今後そういう機能も検討して、多世代交流のイベントを広げて対応したいと考えている。</p> <p>今回、地域福祉コーディネーターを配置して地域づくりを行うにあたり、各市民センターでそれぞれの地区の特色が出ると思うので、来年度はそれぞれの地区で座談会を開催して御意見を頂いて、地区ごとの特色を生かした形を作っていきたい。</p> <p>今回は各市民センターを中心という御意見を頂いたので、各市民センターを中心とした3層という形にさせていただいた。来年度の座談会も含めて今後、市の状況を踏まえる中で、3層の形でいいのか、皆様方に御意見を頂きたい。各地区のデータについては、福祉総合システムの構築、標準化という全国統一のシステムを作る方向性であるため、それに合わせ各地区のデータが抽出できるようなシステムの構築も考えている。それができた際には、改めて地区ごとのデータをお示しさせていただきたい。</p> <p>各市民センターに配置する職員については、青梅市も人員をなかなか増やせないが、担当と各市民センターをオンラインで繋ぎ、相談に来られた方が本庁の担当と相談できるようなシステムも検討している。ICTをネットワークを活用し、様々な課題に対応できるシステムの検討を始めている。頂いた御意見を一つずつ課題としてとらえて、今後着実に進めていきたい。</p>
会長	15ページの「計画の全体像」に「2 多様な主体による支え合い活動の推進」と書いてあるが、自治会、民生委員、社会福祉協議会が出てこないため、従来の福祉の多様な主体というイメージになっている。今は行政と住民の協働と言っているので、自治会、民生委員、社会福祉協議会も大事だ。基本施策に「社会福祉法人との連携強化」とがあるが、包括の支援体制の整備強化の中で法人の地域貢献が入ってこなくてはいけないと思う。
委員	民生委員の大きな活動の1つに、高齢者実態調査がある。青梅市では社会福祉協議会と民生委員協議会とで行っている。実際に訪問して実態調査を行い、見守りにつなげていくことは民生委員が行う事業になる。そこで得られたデータを使うことは、個人情報保護法の中で、活用という意味で推奨されているが、社会福祉協議会と民生委員協議会で行っているため市

	<p>が入っていない。市も含めて調査を行い、市民センターごとに様々な調査のデータを活かせるデータとして作って活用していくことは、施策を展開していく中で重要なポイントである。活用できるまでの準備を進めていただきたい。</p>
会長	<p>市民センターと本庁とのICTの関係を考えると、民生委員は特別公務員で守秘義務が課せられているので、つなげていいと思う。都の民生委員協議会はタブレットを配り終えたか。</p>
委員	<p>配布はされたが、活用はまだである。</p>
会長	<p>民生委員にタブレットが配られたので、それを使わない手はない。データの一元化は可能になるので、市役所に来て高齢者の実態調査票をボックスに入れる手間は省けるはずだ。研修してすぐ使えるようにできたらいいと思う。</p> <p>49ページの「防災体制の充実」に避難行動要支援者の問題が出ているが、避難行動要支援者の個別支援計画を行う場合にはタブレットを使わないわけにいかない。状況によっては自治会長にも守秘義務を課して、タブレットで避難個別支援結果を情報として持っていなければいけないと思う。青梅市は大災害があるとは思えないが、リスクマネジメントは考えなくてははいけないので、もう少し書き込んだほうがいいと思う。</p>
委員	<p>高齢者は民生委員がデータを収集していると思うが、障がい者やグレーゾーンの方のチェックはどこに聞けばいいのか。</p>
会長	<p>避難行動要支援者の中でやるしかないと思う。11ページで高齢者分野を1層、2層、3層で行うということだが、本当は障がい者や子どもの分野こそ、2層、3層がきめ細かくやらなければいけないと思う。</p>
副会長	<p>障害者福祉計画の会議で、避難行動要支援者の情報が活用されていないと聞いた。個人情報ということで、市民センターの金庫の中にあって共有されておらず、誰を助けていいか、どう助けたらいいかという情報が自治会にないので、何とかしてほしいという話が出た。</p>
会長	<p>個人情報は守らなければいけないので、様々な会合の時に、ここで明らかになった情報は守秘義務が必要だという誓約書を必ず書いてもらうようにしてほしい。知って差別をすることが問題なので、その意識を変えていく努力をお互いにするしかない。</p>
委員	<p>避難行動要支援者は秘密で守られている。市が守ってくださいと言うので、みんな守るためにしまい、見に行こうとしない。</p>
会長	<p>市は法律の厳守をきちんと考えているが、取り違えてはいけない。プライバシーをきちんと守るといって誓約書をその都度出して、自分が助けなくてはいけない人がいるとしたら、全部を教えるのではなく、限られた情報を知ることが大事である。</p>
委員	<p>限られたところでやるように言われても、支援するのは近所の人で、1人では助けられないし、不在の場合もあるので、結局周りで全てを対応するようになる。</p>
会長	<p>住民座談会を何回か行い、地域の中の支援が必要な人についてみんなで話し合い、マッピングして、本人も出てきて手伝ってほしいことを話す機会を作っていくしかない。「顔の見える関係」とあるが、どうしたら顔の見える関係になるのかが重要である。住民座談会で、この地域にそういう方がいるのだろうか、どういう時に何をしたらいいのだろうかという話をフランクにできない限り、個別支援計画はできないと思う。</p>
副会長	<p>障がい者福祉のほうでアンケートを採ると、障がい者自身からあまり関わらないでほしいという意見がたくさん出てくる。ここが大きな課題だ。また、障害者福祉計画の策定委員会において、防災訓練の時にも、障がい者の人や高齢の要支援者の人たちを交えた避難訓練や</p>

会長	<p>防災訓練を行いたいですが、全然参加していないという現状があった。問題であることは間違いないが、障がいのある人たちは、あまり関わらないでくれと言っているように読み取れる。</p>
委員	<p>差別や偏見により傷ついていることを理解し、そっとする思いやりも含めて、住民が意識を改革しなくてはいけない。福祉教育や人権教育が出てくるが、今のような具体的な話をしていかなければいけないので、住民座談会のようなことを繰り返していくしかないと思う。</p> <p>20ページ以降の地域福祉計画の中で御意見等はないか。</p>
会長	<p>39ページに基本理念と基本目標1～3があるが、これを分かりやすい表にして、8ページの「地域福祉とは」のところのスペースにまとめれば、青梅市の今後5年間の考え方が早分かりできると思うので、考えていただけたらと思う。</p>
委員	<p>施策の体系図があり、何を基本理念にしているかを一覧で分かるようにしてほしいということだと思ふ。ほかの計画ではやっている大事なことだ。</p> <p>53ページの「青梅市再犯防止推進計画」は、法務省が令和5年3月に出した作成の手引きの7つの重点課題の説明だけで終わっているのだから、41ページからの差し替え版の再と書いてあるところを拾い読みしなければ、「青梅市再犯防止推進計画」の全体像が分からない。成年後見も一緒に入れていくということで、バランスの問題が非常に難しいが、ページ数が増えても再犯防止推進計画の青梅市での施策が分かるような形で取り組んでいただきたい。</p> <p>9ページに重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画と成年後見制度利用促進基本計画の3つが加わるが、重層的支援体制整備事業実施計画の右の欄に3つの新しい計画の事業名が出ていますので、再犯と成年後見も概要が分かる項目だけでも出していただくと、保護司の立場からも、令和5年から5年計画の第2次の国の推進計画に合った形が青梅市でも始まったという意思表示ができると思う。</p>
会長	<p>53ページの再犯防止の1つのポイントは、居住支援協議会と総合相談である。今、再犯率の高い人は知的障がいの方なので、知的障がいの人たちに再犯させないためには、まず居住する場所だと思ふ。また、様々な手続きに関して伴走的支援をしてあげなければいけないので、居住支援、伴走的支援、総合相談がなければ再犯防止計画にならないと思ふ。</p> <p>青梅市は、居住支援協議会はあるのか。</p>
事務局	<p>青梅市の居住支援協議会はまだ設置していないが、東京都の居住支援協議会にネットワークの中でオブザーバーで参加をして情報収集をしており、多摩ブロックの会議に参加をした。地域の不動産屋のネットワークづくりも含めて、どういったネットワークづくりがいいか等の課題について研究している。</p>
会長	<p>不動産屋という発想よりも、社会福祉法人の地域貢献が一番の近道で、教え子が千葉の法人の秘書をしているが、殺人犯で刑期が明けた人を2人採用している。社会福祉法人は対人関係をきちんとしているので、いたわりや優しさの機能がプラスされて、単なる空間的な居住だけではない。不動産屋に借りるという単純なことではない。救護施設があれば、そこが居住支援協議会の拠点となると思うが、青梅市の施設連絡会事務局はどこが行っているのか。</p>
副会長	<p>高齢はあるが、障がいはない。</p>
会長	<p>施設は食事もお風呂も座敷もあり、職員はプロなので、そういうところで落ち着いたあと、不動産屋でいいと思ふ。いろいろな実践を見ていると、初めから不動産屋は無理だと思ふ。</p> <p>8ページの「地域福祉とは」の文章は、変えないのか。</p>
副会長	<p>17ページに「ノーマライゼーションの推進」とあるが、もはやノーマライゼーションというよりも、個々のその人がその人らしくということで、インクルージョンと表現すること</p>

	が多い。
会長	先ほど委員が言われたのは、17ページを体系的に分かりやすくするということか。これが最初にあって、全体が見えるというイメージか。
委員	その通りである。
会長	18ページの「計画の進行管理」に「地域共生社会推進会議」とあるが、いつまでも地域共生社会推進会議という要綱設置でなく、条例設置にしてはどうか。
事務局	現在、この会議は要綱設置になっている。中核市以上は、社会福祉法に社会福祉審議会の設置が規定されているが、青梅市は中核市ではないので、条例設置をする場合は自治法による審議会という形になる。まず、議会の承認や他の介護保険運営委員会等の既に条例設置されている会議体の整合性をとる必要もあり、この会議体の設置が遅れるので、要綱設置で2年の任期という形でさせていただいた。計画を設置した上で次年度、条例化についての素案もこの会議で協議をいただく中で、条例化に向けて協議させていただきたい。それに合わせて、様々な課題として頂いている各会議体との関係について、会長会議等で統一した意見調整をさせていただいたが、そのあり方も含めて全体的な形で検討したいと考えている。
会長	その辺りの方向性だけでも柔らかく書き込んではどうか。
事務局	市長に相談させていただいているので、方向性の範囲内で組み込んでいきたいと思う。
会長	56、57ページについて、権利擁護や成年後見制度では限界なので、終末期支援や死後対応サービスまで入れなければやっていかれないと思う。それも書き込む必要がある。
事務局	成年後見については、市長の附属機関として審議会を設け、成年後見制度の計画について御審議いただいている。今言われた死後事務委任契約については会長からも御提案があった。そういうことも含めて取組内容に盛り込めるように会長と精査していく予定で、パブリックコメントまでには加えたいと考えている。 第3編の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第4編の障害の計画については、参考配布ということで、それぞれの会議体で御意見を頂いている。まだ反映はできてないが、これらを盛り込んで、パブリックコメント等を実施したいと思う。
会長	介護保険は条例、この会議は要綱設置で紛らわしい。要綱設置か条例設置かは、市民の権利、権限が全然違う。分かりやすく言えば、要綱設置の行政が都合のいい時だけ設置をするということだが、住民の意見をきちんと反映させなければ地域づくりはできない。都合のいい時だけ地域、住民参加と言っても住民は納得しないと思う。 次の第3編、高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画についてはいかがか。 82ページの高齢者の現状のところ、5歳区分ごとの要介護出現率はすぐ出るか。74歳まではほとんど要介護の出現率がなく、80歳～84歳で約20%だが、85歳を超えた途端に約56%になるので、85歳前後が問題である。11地区でどう違うかを丁寧に見ていかなければ、青梅市の介護保険サービスはうまく展開できないと思う。 93ページは、この3地区でいいのかが気になる。今、全国各地で民間業者が撤退し始めて、介護保険サービスの利用ができない所が出てきている。介護保険料は年金天引きなのに、事業者がいらないため介護保険が利用できないという問題が青梅にあると思うが、この表からは見えてこない。これから青梅市でも深刻になるのではないかと気になっている。御岳の近辺はどうなっているか。
介護保険課長	5歳区分ごとの介護の認定率は、市全体であれば出すことは可能だが、地区別はすぐ出すのは難しい状況である。

	御岳山は、市独自の市町村特別給付により、交通費等を負担して介護サービスを行っていただく対応になっている。
会長	それは大事なところである。利用者はどれくらいいるのか。
介護保険課長	今、御岳山では、利用数は少ない状況となっている。
会長	今後は増える方向か。全国各地で介護保険の横出しサービスで特例給付をしなければいけなくなっている。
介護保険課長	現状では、圏域をまたいで事業所の利用がされているととらえている。
会長	距離的には遠くないので、圏域を越えて事業者が車で行ってくれるということか。5歳区分で見たとき、市全体では全国と同程度か。
介護保険課長	80歳や85歳を超えると高くなる傾向は同じだが、国や都と比べて現状は低い。
会長	介護予防は、5歳区分ごとの要介護出現率に見合っ、どこを重点的に対策したらいいかを意識しなければならない。その辺をもう少しきめ細かくできればと思う。 重層的支援体制整備事業との関係では、117ページに「認知症サポーター養成講座」とあるが、地域で暮らしている認知症の方々はサポーターに繋がっていない。オレンジカフェなどは行っているが、個人のサポーターになっていないので、全国で大きな問題となっている。重層的支援体制整備事業は、地域に住んでいる個別支援を必要とする人を地域で支える地域づくりなので、青梅市で認知症サポーターが養成されたというだけではいけない。地域で実際にAさん、Bさんの支援をするボランティアとして関わってくれて、それを地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターがどうコーディネートするかが求められている。何万人を養成しても全然繋がっていないので、考えてもらわなければならない。つなぐことが大事なのに、縦割りで事業を行って繋がっていないければ、全然効力がない。 117ページに聞こえの保障が出てきていない。WHOは、老人性難聴がうつ病を発症し認知症を発症する相関性は非常に高いと言っているの、聞こえの保障をしなくてはいけない。同時に、高齢者自身の意思表示の機会を作らなくてはいけない。意思表示をするときに、従来は補聴器や骨伝導だったが、第3の聞こえの保証の軟骨伝導というものがあり、自治体の窓口や金融機関に随分置かれている。軟骨伝導の機械は1台3万円ほどで非常によく聞こえるので、窓口に老眼鏡を置いてあるのと同じように設置して、高齢者、障がい者からきちんと意見を聞き取り、意見表明の機会を保障するという発想を考えてほしい。
委員	どこに認知症などの方がいるかが全く分からない。それは、72ページの高齢者クラブが減少していることに直結している話で、会員が減っているので増やそうという活動を行っているが、どこにどういうお年寄りがいるのか、ましてや、その人が難聴なのか、フレイルなのか、認知症なのかも分からない。クラブの役員が個々にマンション等に聞きに行ったが、プライバシーの問題で教えられないということでお手上げである。そこが高齢者活動の障害になって、高齢者クラブ入会者の減少傾向の原因である。個人情報保護に関わるが、名簿を頂けるとありがたい。この計画は、包括的に言えば高齢者を見守るということだと思うが、見守りのことを書いても対象が分からないのでできない。1層、2層、3層の協議体がいい結論を出しても進まない。個人情報と福祉施策は対立する関係で相いれないので、そこを何とかしなければどういう計画を作っても前進しないと身をもって体験している。
会長	85ページの認定率の一覧表を見ると、東京都全体では20数%だが、青梅市は全体で16.02%と非常に低い。認定基準が厳しいなどいろいろあるとは思いますが、都内でも下か

	<p>ら2～3番目で、青梅市の高齢者が元気であることが数字の上では言える。</p> <p>109ページで、元気な高齢者がたくさんいるが、敬老会や敬老金を出す必要があるのか。お金を一番持っているのは高齢者なので、お金の再配分ということであれば、元気で過ごすためにみんなで使ってはどうかと思う。敬老会の予算はどれくらいか。</p>
高齢者支援課長	<p>全体で約1,200万円である。</p>
会長	<p>1,200万円は金額が大きい。老人クラブに差し上げて、老人クラブが青梅市の子どものたちのために寄付するという試みを行ってもいいのではないかという気持ちである。</p>
委員	<p>敬老金は、頂ければありがたいと思うが、敬老会は、芸能人を呼んで歌謡ショーを行うので、多くの方が喜んで参加される。社会参加の大きな機会となり頭の活性化にもなるので、もっと発展させたい。</p>
会長	<p>1,200万円の使い道としてお祝いの表彰はあってもいいが、敬老金は、60年前の年金がなかったころの発想ではないか。そのお金を子どものために使えたらいいと思う。これは老人クラブから言わない限り、市長の口からは言えない。</p>
委員	<p>頂いている立場からは、要らないとは言えない。</p>
副会長	<p>青梅市の場合は都会まで出るのに時間と苦勞が必要なので、そういう意味では芸能人が来てそれを見に行く機会としての敬老会は、高齢の人たちの一つの毎年の楽しみになっていることは事実である。</p>
会長	<p>豊島区や稲城市で65歳～74歳の人にアンケートを行い、あまり外出していない人を手分けして訪ねた。私自身は忙しくてアンケートを返すのを忘れていたら、保健師が訪ねてくれたので、有効に働くと思った。青梅市も行政と老人クラブと民生委員児童委員協議会と社会福祉協議会で、65歳以上の高齢者の実態調査を行ってはどうか。</p>
委員	<p>できないことはないと思うが名簿がないので、行政が郵便でアンケートを出せばできる。私どもの会員には、その程度のアンケートはすぐにできる。</p>
会長	<p>老人クラブの重要な活動に友愛訪問があるので、その一環として一緒に行うこともできる。そういう意味では、行政が高齢者の実態を把握してくれたらいいと思う。</p>
委員	<p>民生委員の高齢者実態調査のために、市から65歳以上の方のリストを各民生委員の担当地域の範囲で頂いている。それは、民生委員協議会と市の間で何らかの協議があり、個人情報の問題もクリアした上でという理解をしている。そういう実績があるので、可能性がないわけではないと考えられる。</p>
会長	<p>2年か3年に1度でいいので、行政が介護保険事業計画の一環として調査をしてもいいと思う。アンケートが届いて、訪ねて来られたが、私はそれがプライバシー保護に関わるとは思わない。逆に、忙しい中よく来てくれたと思う。</p>
委員	<p>総論に、ダブルケアやヤングケアラーが例に出されていて、ニーズが複合化・複雑化していることを押さえることが今回の計画づくりの柱になっていると思う。そのことに関して、110ページの基本施策6の「介護する家族への支援」に書かれていることは介護教室とお金のことである。一方、前の編の51ページに相談窓口が挙げられていて、ヤングケアラーやダブルケアラーという言葉あるが、ヤングケアラーの相談体制の充実に高齢者支援課が入っていないことが気になる。ヤングケアラー一つを取っても、高齢者支援課がこれまでされてきたことを見直して、介護の担い手がこれまでより広いという認識を共有して支援を考え</p>

	ていく必要があると思う。
副会長	子どもが、障がいのあるお母さんやお父さんのケアをしていたりするので、今の部分に障がい者福祉課も入れていただきたい。
会長	地域福祉計画と上位計画の整合性を持たせるということは、縦割りでやらないでほしいということであり、まだ意識は縦割りのだと思う。
事務局	ケアラーの問題は、介護保険計画策定部会の委員長から、ヤングケアラーということではなく、ケアラー全体で対応を検討してほしいという課題をいただいたが、今回はそこまでまとめきれなかった。この計画の中や見直しの中で、ヤングケアラーを含めた全体のケアラーの支援の在り方について検討したいので、方向性が出た段階で報告させていただきたい。
高齢者支援課長	ヤングケアラーについては、庁内でもヤングケアラーと関連する部署である高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て応援課などで会議を立ち上げて連携を取っている。 聞こえの問題については、認知症予防や社会参加のために重要と考えているので、計画に盛り込みたいと考えている。
会長	次の障がい者分野について、御意見はないか。
委員	パラスポーツの話が盛り込まれているのでありがたいが、パラスポーツは、みんなで一緒にというだけの分野しかなく、2025年のデフリンピックの育成選手に挙げた選手の支援体制がないため青梅市から支援が出ない。また、パラスポーツの車いすラグビーで頑張っている子が青峰学園に1人いるが、そこに支援はない。スポーツ推進課と一緒に練習場所などを構築しているので、その辺りも盛り込んでいただけるとありがたい。
会長	障がい者の文化・スポーツ・レクリエーションをどう豊かにするかという大項目の中の1つのパラリンピックの候補者という話にならなければ、パラリンピックがチャンピオンシップスポーツになってしまい、すそ野が広がっていない。障がい者の文化・スポーツ・レクリエーションをもっと豊かにして、その中から出てきた人がパラリンピックに出て、それを支援しようということだと思う。障がい者福祉課は検討いただけるか。
障がい者福祉課長	障がい者の方のスポーツについては、なかなか進めないところも感じているので、できることがあればと考えている。
会長	障がい者雇用が遅れている一つのメルクマールはそこだと思う。パラリンピックやデフリンピックが突出したが、日常生活の中で障がいのある人ももっと楽しめるという考え方を広めなければいけないので、スポーツ・文化・レクリエーションは大事なことだと思う。
委員	青梅市は、環境が良いので介護度の認定率が16.1%だと思うが、多摩地区の他の26市のほとんどは20%を超えている。青梅市だけが介護保険のお世話になることに対する考察が厳しいのではないかと思う。
会長	山坂を上り下りしているからだと思う。山坂のある小学校、中学校はずばぬけて良いので、毎日坂を登っている所は自然の恵みがある。介護度の審査は全国で同じように行われていると思うので、地区ごとに介護度の認定率を出してみると、その辺が分かると思う。
委員	高齢者の調査をされると言われたが、障がい者を含めた調査を今後盛り込んでいただけると一言が入っていれば、切れないですむと思う。
会長	避難行動要支援者の個別支援計画の際は、障がい者分野も視野に入れほしいということで、一人暮らし障がい者の数が分からなくて、なぜ障害者福祉計画なのかと、国連の権利委員会

	<p>から日本政府に勧告されている。</p>
障がい福祉課長	<p>災害時の要支援者については、障がい、高齢関係なく支援が必要なため、一体化で行うことが適当だと思うので、関係部署と調整を取りながら行いたい。</p>
会長	<p>すぐに行うことは簡単ではないと思うが、6年計画のうち、半歩でも1歩でも進むことが必要なので、そういう方向で検討してほしい。</p> <p>また、一人暮らし障がい者数が分かるように、ぜひ考えてほしい。149ページに「地域移行」と書いてあるが、国連の勧告もあり、厚労省の来年度予算の動向見通しに地域移行が焦点化されている。地域移行すればするほど、避難行動要支援者の個別支援計画も、一人暮らし障がい者の数を把握してどう支援するかも必要になるので、頭に入れておいてほしい。加算で強引に地域移行をさせるといふ論議になっている。</p>
副会長	<p>国連と国がやろうとしていることが違うと思っている。障害者支援施設にいても、グループホームにいても、その人の思いや願いがかなわなければ同じことであるので、地域で1人で暮らしていてもサービスが使えないということであれば、施設的な生き方しかできないだろうと考えている。国は力を入れて進めたいということで、施設入所を5%の削減、地域移行は6%という数値目標を出して、入所施設から地域に行くためにいろいろな試みをしたら加算を付けるということも出てきている。</p> <p>東京都の障害者福祉計画の策定委員をさせてもらっているが、特に23区内で、生活介護事業所から利用者たちが地域からいなくなる。近い所では千葉、埼玉、遠ければ青森、北海道、沖縄の巨大なグループホームに移行する形をとっている。自分が選んで行っているのかという話をしている。その中で、東京の地域はどこなのかということが、今、障がいにとっては大きな問題である。地域移行だけの問題でなく、どうやって考えていくかということが、課題となっている。</p>
会長	<p>障がい者の権利条約に関わる国会議員の議員連盟があり、国連の権利委員会の委員を招聘しているが、その方は、グループホームは施設だと言っている。厚生労働省は、施設ではないと言っている。来年度すぐにでなくても方向性だけは書き込まなければと感じる。</p> <p>151ページの経済的自立支援の中に権利の擁護が入っているが、権利擁護は、民法の禁治産者のところから始まっているので経済的自立との関わりが深い、障害者差別解消法を含めて、障がいを持った人の人権、人間性の尊重という意味で、別立てにしなければまずいと思う。権利擁護の中には、意思形成支援まで書かなくてはいけないので、これを直さなければ、全世界的にも日本国内的にも、ずれていることになる。</p> <p>144ページのノーマライゼーションの部分は良くない。また、障害者差別解消法にもとづく合理的配慮の問題は来年4月実施なので、もっと書き込まなければならない。</p>
委員	<p>シングルマザー支援協会で、アウトリーチで青梅市のひとり親を訪問している。お子さんとの関係や経済状況が見えるので、様々なところが改善されていくのでありがたい。難しい問題が多いが、調査結果では「相談できない」という人が多いという。どのような人が、どのような教育を受けていて、どのような改善をしてくれるのか、地域福祉コーディネーターの説明の中に見えない。行政は安心ではあるが事務的に感じて断ってしまうようなところがあるので、人が見えて信頼してもらえということが重要だと思う。</p>
会長	<p>シングルマザーやひきこもりの問題は、相談窓口を設置していても相談者は来ない。アウトリーチにしても、手ぶらではなくツールが必要で、時には食料を持っていくことがとても大事だ。社会福祉協議会などが行っているフードバンクと繋がってお届けすることをきっかけに、問題が分かってくる。全国社会福祉協議会の会長をされた村木厚子さんの話を聞く機会があった。村木さんは冤罪で独房に入っていた話も含めていろいろなこと行ってくれてい</p>

	<p>るが、いくら相談窓口があっても、来てほしい人は来ない、こちらからいかに手を差し伸べるかで、その手を差し伸べるシステム、ツールが必要ということだった。行政は難しいので、NPOや社会福祉協議会、特にこれから全世代対応型でいくと、社会福祉協議会が窓口になって手を差し伸べて、専門的なNPOにつなぐシステムづくりが必要だと思う。</p> <p>12月15日以降、パブリックコメントの時期に入るので、委員の皆さんは、気がついたことを意見として寄せていただければありがたい。今日頂いた意見を事務局が修正をして、パブリックコメントにかけることを了承いただけるか。</p>
委員	<p>「はい」の声あり。</p>
会長	<p>御了承いただいたということをお願いする。今日の段階で事務局が修正するというのでパブリックコメントにかけることを御了承いただいたとさせていただきます。</p> <p>これで協議を終了する。</p>

4 その他

(1) 第5回青梅市地域共生社会推進会議の日程について

ア 日時 令和6年2月21日(水) 午後2時から

イ 場所 市役所3階議会棟大会議室

以上